

#### 4 野生生物の保護管理

野生生物の保護管理に関しては、種の絶滅、野生鳥獣による農林被害、外来種による被害など問題が複雑化・深刻化していることから、野生生物の専門家の配置、調査とモニタリングの実施、統合的な保護管理が実施できるような地域ステーションの整備など、条例等の整備を含む保護管理の実現が急務である。

##### (1) 種の絶滅回避と希少な種・品種の保護・増殖

絶滅危惧種について、保護区の設定を推進するとともに、回復計画及びその実施体制・実施方法を策定して、保護・増殖を推進していく。さらに、条例等による保護種・保護区の設定、保護事業の推進などを検討する。

- 絶滅危惧種の保護に当たっては、条例を制定して実施することが望ましい。条例に基づいて絶滅のおそれのある種を指定して、その採捕の禁止・回復計画の策定・計画の実施を行う。回復計画については、里山を生息・生育地とする種が多いことを踏まえ、保護区の指定による保護だけでなく、里山の維持管理や採捕の禁止等、個体数減少の原因に応じた対策が取れるよう配慮する必要がある。また、里山の維持管理では農林水産業の振興が保護策として必要なことから、地域振興等広く絶滅危惧種の保護に資する対策を講ずることができるよう配慮する必要がある。
- 回復計画については、例えば市町村、NPO、研究機関等が県に回復計画の申請を行い、県がそれを認定した上で申請者が計画を実施に移すことができるようになるなど、幅広い連携が可能となるよう配慮する必要がある。
- 保護区の設定については、条例に盛り込んで行う場合や、自然環境保全地域として指定する場合、地権者との協定による場合等が考えられる。
- 必要に応じて域外保全の実施を検討する。域外保全の実施のため、動物園、植物園、博物館、その他の研究機関との連携体制を整備する必要がある。
- 絶滅危惧種については、感染症による被害で絶滅することが想定されることから、情報収集及び絶滅危惧種に応じた予防・治療体制を整える。

(図表等を掲載予定)

## (2) 野生鳥獣の保護管理

生態系の特性やバランスを考慮して野生鳥獣の保護管理を行う。特にニホンザル・ニホンジカ、イノシシ、その他の人間への影響が顕著な種については、科学的な検討を行い、農作物等の被害対策を実施する。また、感染症による影響についても対応を検討する。

- 野生鳥獣の調査研究を行いながら、生息地の保全管理、個体密度調整、被害防止を実施する。
- 野生鳥獣の農林被害については、被害の軽減及び人身被害の根絶を目指し、環境部局と農林部局との密接な連携のもとに実施することが必要である。例えば、農業、林業、環境の各担当者による現場チームを組織して、各現場において被害状況の把握、鳥獣の行動の把握、対策の指導等を行うなど、きめ細かな対応が必要である。
- 被害対策については、行政だけでなく、役割分担のもとに被害を受ける地元の人々も主体的に実施することが重要である。また、個人単位ではなく、地域や集落単位で対応することを基本とする。
- 被害対策については、現場での対策マニュアルを作成するとともに、講習会を実施して、各地域に指導者を育成することが重要である。
- 野生鳥獣の種ごとに群れの形成、行動パターンなど、様々な特性が異なることから、種の特性に応じたきめ細かな対応が必要である。
- 地域振興のため有害鳥獣駆除を行った鳥獣の食肉利用の促進も検討する。その際、衛生管理について十分対策を講ずる必要がある。
- 有害鳥獣駆除においては、今後の継続的な必要性を踏まえ、現行体制の見直しを検討する必要がある。
- 県では既に「千葉県野生鳥獣対策本部」を設置していることから、同本部及び関連組織を活用して、被害対策の実効を上げていく必要がある。
- 鳥インフルエンザについては、情報収集を行い、状況に応じて適切な対応を図る。

(図 表 等 を 掲 載 予 定)